

第1常任委員会に付託された議案 (条例制定) についての報告

委員長 森 照信

一 川根本町表彰条例の制定
毎年表彰ではなく、大きな行事で表彰する。対象者は各団体に推薦を依頼し、表彰委員会で決める。

四 川根本町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

障害程度区分認定審査会委員の日額報酬を決めた。

二 川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定
内科医1名、精神科医1名、施設代表3名の計5名により構成する。

三 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例

町表彰条例の制定に伴い今までの町政功労者制度審議会と、事業が終了した町史編さん委員会を削除する。



本川根作業所全景

五 現在、管理運営を委託している町の施設のうち指定管理者が見込める施設について条例を制定。

《施設名》

- 本川根福祉センター
(上長尾九〇番地)
- 老人福祉センター
憩の家いずみ
(奥泉三五八の五)
- 創造と生きがいの湯
(東藤川七九二の二)
- 高齢者デイサービスセンター
(上長尾九九〇番地・上長尾九〇番地)
- 高齢者生きがいの郷
(上長尾八二九の二)
- 高齢者むつみの郷
(下長尾二一四八の二)
- 枝松作業所
(下長尾一六九番地)
- 本川根作業所
(上長尾九〇番地)
- 自然休養村
管理運営施設
(千頭二二六の二)
- 自然休養村
寸又峡直売所
(千頭二七〇の二)
- 三盃直売所
(東藤川二〇二五の二)
- 接叡峡温泉会館
(梅地一七五の二)
- 寸又峡温泉野天風呂
(千頭三六八の二)



寸又峡野天風呂

指定管理者制度とは？

「多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民のサービスの向上を図るとともに経費の節減等を図る事」を目的とした地方自治法の改正・施行により、本年9月から公の施設の管理

運営を町が指定した事業者に全面的にゆだねる制度。「官から民へ」「国から地方へ」の提唱が起点にとどまらず、営利を目的とした民間事業者も指定管理者となれる。人件費削減による管理費低減や民間活力によるサービス向上が狙いで、議会の承認が必要です。

地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意見書

地方交付税は、「国が地方に代わって徴収する地方税」としての性格を有し、地方公共団体固有の財源である。地方税に次ぐ重要な財源である地方交付税総額の一方的な削減が実施されるならば、地方自治の根幹を揺るがし、「住民の福祉の増進」を図り、地域の行政需要に対応する上で、重要な障害となることは必至である。

よって、政府に対して下記事項の実現を強く求める。

記

- 1、 地方公共団体の行財政運営に責任を負うため、地方交付税制度の財源補償、財源調整という2つの機能を堅持し、その充実を図ること。
- 2、 平成19年度の地方交付税及び一般財源の所要総額を確実に確保すること。
- 3、 税源移譲の実施に伴って、課税客体の乏しい地方公共団体が財源不足に陥らないように、地方交付税による適切な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年 6月23日

静岡県川根本町議会